特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除 に関する明細書		連結 事業 年度 法人名	
特別試験研究費の額の合計額(各連結法人の別表六の二(五)付表「11の計」の合計)	1	円 特別研究税額控除限度額 (5)+(6)	円 (
控除対象済特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(三)「3」)又は(別表六の二(四)「3」)	2	調整前連結税額 (別表-の二(-)「2」、別表-の二(二)「2」 又は別表-の二(三)「2」)	
差引対象特別試験研究費の額(1)-(2)	3	当 期 税 額 基 準 額 9 (8)×-5/100	
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 ((3)と別表六の二(五)付表「3」のうち少ない金額	4	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((7)と(9)のうち少ない金額)	
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100}$	5	調整前連結税額超過構成額 11 (別表六の二(二十二)「12の②」)	

法 人 税 額 の 特 別 控 除 額

(10) - (11)

同上以外の試験研究に係る 特別研究税額控除限度額

 $((3)-(4)) \times \frac{20}{100}$

法 0301-0605-02

12

別表六の二(五)の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第3項 (特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の

規定の適用を受ける場合に記載します。